

お 忘 れ な く !

マイナンバー(個人番号)の記載等について

確定申告書を提出する際は、毎回、

マイナンバー(12桁)の記載 + **本人確認書類の提示又は写しの添付** が必要です。

本人確認 《例1》マイナンバーカード

書類の例 《例2》通知カード、住民票の写しなど + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

※ 本人確認書類の提示又は写しの添付に当たっては、次の点に留意してください。

- 1 「通知カード」は、既に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り利用できます。
- 2 「住民票の写し」は、マイナンバーの記載があるものに限りです。
- 3 「公的医療保険の被保険者証」の写しを添付する場合は、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

詳しくは、「**令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」の41ページをご覧ください。

「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出について

確定申告が必要な方又は一定の還付申告書を提出することができる方で、令和3年分の退職所得を除く各種の**所得金額**の合計額が**2,000万円**を超え、かつ、令和3年12月31日において、その価額の合計額が**3億円以上の財産**又はその価額の合計額が**1億円以上の国外転出特例対象財産**を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「**財産債務調書**」を**令和4年3月15日(火)**までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、居住者（非永住者を除きます。）の方で、令和3年12月31日において、その価額の合計額が**5,000万円**を超える**国外財産**を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「**国外財産調書**」を**令和4年3月15日(火)**までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

- ※
- 1 「国外財産調書」を提出する方が、「財産債務調書」を提出する場合、その「財産債務調書」には「国外財産調書」に記載した国外財産に関する事項（その国外財産の価額を除きます。）の記載は要しません。
 - 2 相続又は遺贈により財産又は債務を取得した方は、その相続開始年分における「財産債務調書」についてはその財産又は債務を、その相続開始年分における「国外財産調書」についてはその財産を記載せずに提出することができ、その「財産債務調書」及び「国外財産調書」の提出義務については、その相続又は遺贈により取得した財産を除いた財産又は国外財産の価額の合計額により判定します。

詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.7457 財産債務調書の提出義務」及び「No.7456 国外財産調書の提出義務」をご覧ください。



税務署 この社会あなたの税がいきている

- 国税庁ホームページでは、確定申告に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）を提供しています。
- 申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 申告書、各種計算書、明細書及び説明書等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。



▷確定申告特集



▷タックスアンサー